

令和7年度第2回一関地区広域行政組合舞川清掃センター運営委員会

日時：令和7年11月26日（水）午後6時30分～8時
会場：舞川清掃センター2階会議室

【次 第】

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

(1) 独自基準一般廃棄物（飛灰）の埋立完了について

(2) 舞川清掃センター住民健康診断について

4 その他

5 閉 会

舞川清掃センター運営委員会委員名簿

No.	氏 名	ふりがな	行政区
1	氏家 壽栄	うじいえ じゅえい	5 区
2	氏家 一	うじいえ まこと	5 区
3	氏家 利明	うじいえ としあき	5 区
4	氏家 弘	うじいえ ひろし	5 区
5	吉家 寅男	きっか とらお	7 区
6	菅原 徳一	すがわら とくいち	7 区
7	千葉 重夫	ちば しげお	7 区
8	千葉 憲明	ちば のりあき	7 区
9	菅原 甲一	すがわら こういち	8 区
10	小野寺 啓也	おのでら ひろや	8 区
11	石川 誠	いしかわ まこと	8 区
12	熊谷 秀雄	くまがい ひでお	8 区
13	佐藤 儀幸	さとう よしゆき	9 区
14	佐藤 義明	さとう よしあき	9 区
15	千葉 誠	ちば まこと	9 区
16	菅原 勝亮	すがわら かつすけ	9 区

(1) 独自基準一般廃棄物（飛灰）の埋立完了について

1 前回協議からの経緯について

一関清掃センターから発生し、一時保管している、発生時放射性物質濃度が独自基準（5,601～8,000Bq/kg）であった飛灰について、舞川清掃センターに埋立てしてよいかを、各行政区総会時（令和7年3月）に、各区長から地域住民に対して、概要の説明と、出された意見の集約をしていただいた。

令和7年5月20日、令和7年度第1回運営委員会において、各行政区とも埋立てについて、概ね理解を得られたとの報告であったことから、独自基準一般廃棄物を舞川清掃センターに埋立てすることについて、運営委員会で承認された。

以下、作業実施のお知らせ

- ・ 令和7年10月15日 埋立作業実施のお知らせ（運営委員宛て文書により）
- ・ 令和7年10月28日 埋立作業実施日変更のお知らせ（電話または文書により）

2 埋立作業概要

- (1) 作業実施日 令和7年10月29日(水)から令和7年10月31日(金)
- (2) 飛灰重量 75.36 t (フレコンバックを含む)
- (3) 埋立位置 別図参照
- (4) 備 考 一関清掃センターでの搬出作業において、吊り紐の破損があったフレコンバックが7袋あった。

破損したフレコンバックに封入していた飛灰については、新しいフレコンバック9袋に分けて詰め替えを行った。（フレコンバック84袋を埋立）



3 埋立作業状況



- クロスラムシート（紫外線に強い遮水及び溶出防止）
- 覆土（遮蔽効果及び溶出防止）
- ベントナイト（雨水等を遮水及び溶出防止）
- 5,600Bq/kg以下飛灰（フレコン）
- 土壤による隔離層（セシウムは土壤に吸着しやすい性質）

検討層構成図 S = N O N

4 放射線量の監視結果

作業による周辺環境への影響を調査するため、監視を強化した。

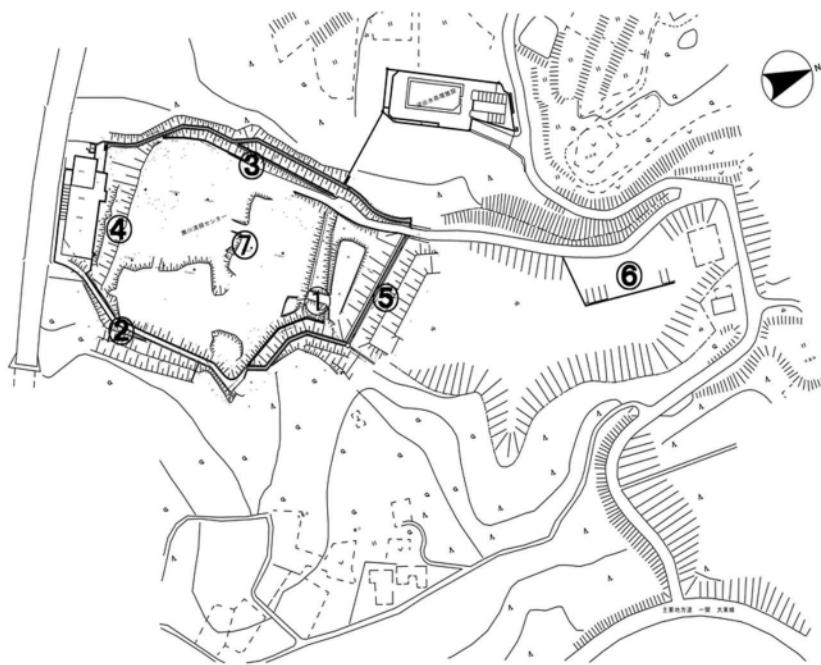
作業開始から2週間について、測定頻度を毎日（平日）とし、定点での空間線量率測定を実施した。

各測定点とも、空間線量率の大きな変化は見られなかった。（下表参照）

空間線量率測定結果
(マイクロシーベルト／時)

	10/29(水)	10/30(木)	10/31(金)	11/4(火)	11/5(水)	11/6(木)	11/7(金)	11/10(月)	11/11(火)	11/12(水)	11/13(木)	11/14(金)
①元保管場所	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
②敷地境界(東)	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06
③敷地境界(西)	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
④敷地境界(南)	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
⑤敷地境界(北)	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06
⑥ゲートボール場	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
⑦埋立地中央	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04

空間線量率測定場所（舞川清掃センター）



(2) 舞川清掃センター住民健康診断について

令和7年度舞川清掃センター住民健康診断

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 検 診 日 | 令和8年3月3日（火）、4日（水） |
| 2 時 間 | 午前7時から午前10時 |
| 3 場 所 | 舞川清掃センター2階会議室 |
| 4 健診申込書 | 11月26日、区長へ配布済み |
| 5 申込締切 | 令和7年12月15日（月） |
| 6 受診日のお知らせ | 1月下旬予定 |

健康診断申込の流れ

1 申込書の配布

11月26日 区長へ申込書をお渡ししております。

11月下旬 区長 → 班長 → 各世帯という流れで申込書を配布してください。

2 申込書の回収

- ① 申込締切日、班長は各世帯から回収した申込書を、区長に届けてください。
- ② 区長は回収完了した旨、一関清掃センターにご連絡ください。
- ③ 一関清掃センター職員が、区長宅に申込書を受け取りに参ります。

3 受診日のお知らせ

- ① 1月下旬に問診票等と同封し、「健康診断の注意事項」を申込のあった各世帯へ送付します。
- ② 「健康診断の注意事項」に受診日の記載がありますので、ご確認をお願いします。

4 その他

- ・受診者数の偏りをなくすよう、受診日の調整を行いますので、ご了承願います。

一関地区広域行政組合舞川清掃センター運営委員会設置要綱

平成29年10月10日

一関地区広域行政組合告示第40号

(設置)

第1 舞川清掃センター（以下「施設」という。）の周辺の生活環境保全その他必要な事項について施設周辺住民と協議するため、舞川清掃センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関し、意見を述べること。
- (2) 環境調査及び測定調査結果に関し、意見を述べること。
- (3) 施設の埋立て終了後の跡地利用に関し、意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関し、意見を述べること。

(組織)

第3 委員会の委員は、16人以内をもって組織し、施設の周辺自治会から推薦された者たちから管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、管理者が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があったときは、管理者はこれを招集しなければならない。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、一関清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3第2項本文の規定にかかわらず、2年以内とすることができます。